広報
HAMAMATSU
浜松市

3月 /2024-No.35 やさしい日本語

広報　はままつ
2024年3月 表紙

広報はままつに載っている情報は、市のホームページにも載っています。「QRコード」の言葉とマークは、㈱デンソーウェーブが権利をもっています。

浜松市に住んでいる人の数：:788,200
浜松市に住んでいる外国人の数：28,834
(2月に計算した数です。)

広報はままつ「やさしい日本語版」は、広報はままつから大切なことを選んで作りました。広報はままつ「やさしい日本語版」に載っている電話番号に電話すると担当の人が日本語で答えます。

広報はままつ「やさしい日本語版」に載っているイベントなどの情報は2月9日に書きました。

広報プラスはままつ
「広報はままつ」がおよそ100カ国の言語とやさしい日本語に自動翻訳できるウェブページです。

カナル・ハママツ
浜松市公式の多言語情報サイト「カナル・ハママツ」では、6つの言語とやさしい日本語で生活に必要な情報を読むことができます。

◆ ◆ ◆ お知らせ ◆ ◆ ◆

浜名湖花博2024

浜名湖ガーデンパークとはままつフラワーパークを会場にして行われる「浜名湖花博2024」。
今回のテーマは「人・自然・テクノロジーの架け橋～レイクハマナデジタル田園都市(ガーデンシティ)～」。
2つの会場で、美しい風景やイベントを楽しみましょう。

【浜名湖ガーデンパーク会場】
中央区村櫛町5475-1　4月6日(土曜日)～6月2日(日曜日)　9:30～17:00

【はままつフラワーパーク会場】
中央区舘山寺町195　3月23日(土曜日)～6月16日(日曜日)　9:00～17:00

収入が少ない世帯に対する給付金

種類	住民税　均等割のみ課税世帯	【こども加算】収入が少なくて、子供を育てている世帯
条件	2023年12月1日に浜松市に住民としての登録がある世帯(同じ住所に一緒に住んで暮らしている家族) ※住民税が課税されている人に家族全員が扶養されている世帯などは、もらうことができません	
	2023年度の住民税の所得割が、一緒に住んで暮らしている全員に課税されていない世帯	一緒に住んで暮らしている全員の令和5年度の住民税均等割が課税されていない世帯または令和5年度の住民税所得割が課税されていない人のみの世帯のうち、2023年12月1日で18歳までの子供(2005年4月2日より後に生まれた児童)がいる世帯
金額	10万円(1世帯につき)	5万円(18歳までの子供1人につき)
案内	給付金がもらえる世帯には3月15日ごろから案内を送付しています	【住民税均等割非課税世帯向け給付金を受け取った世帯】 住民税均等割非課税世帯向け給付金(7万円)とは別に、2月末ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています 【住民税均等割のみ課税世帯向け給付金を支給される世帯】 給付金がもらえる世帯には3月15日ごろから案内を送付しています ※案内は住民税均等割のみ課税世帯向け給付金(10万円)と同じ案内です
手続き	詳しいことは届いた案内を見てください	
締切	2024年5月31日(金曜日)までに郵便局に出してください	
その他	(1)収入が少なく、子育てをしている世帯は、7万円または10万円の給付金とは別に、18歳までの子供1人に対して5万円の加算給付金を受けることができます。(2)離婚や結婚をしていた相手が死んだ場合などで、世帯の全員が課税されていないまたは均等割のみ課税される世帯になったときは、給付金がもらえることがあります。給付金をもらえるかどうかわからない場合は、コールセンターに問い合わせてください。(3)自分が対象だと思われるのに案内が届かない場合は、コールセンターに電話してください。	
問合	浜松市重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053 (8:30～17:15 土・日曜日、祝日はお休み) 市HP ▶ 非課税世帯給付金 検索 市HP ▶ 均等割給付金 検索	

住所が変わったときの届け出のための一時的な窓口を作ります

日時:3月24日(日曜日)・31日(日曜日)9:00～11:30
場所:中央区役所区民生活課(市役所本館1階)
できること:転入(他の地域から浜松市内に住所が変わる)・転居(浜松市内で住所が変わる)・転出(浜松市内から他の地域に住所が変わる)の届けができます※本人による手続きのみできます

《以下の手続きは今回作られる一時的な窓口では届け出ができません。注意してください》

◆戸籍届（前々日閉庁時からの届を含む）を含む住所を変える手続き
◆ほかの市区町村や年金事務所などへの問い合わせを必要とする手続き など

注意:転入、転居は引っ越しが終わり、住み始めてから届け出をしてください。転出の場合だけは、引っ越しの前に届け出ができます
※持ち物などの詳しい情報はホームページを確認してください

市HP ▶ 引っ越し 検索
中央区役所区民生活課 ☎457-2125

3月11日(月曜日)から、4月15日(月曜日)までは、中央区役所(市役所1階)の区民生活課窓口が混みます

中央区役所(市役所)以外の施設を利用し、中央区役所窓口の混雑を少なくするように協力してください。

区役所(市役所)・行政センター総合案内

市・区役所	電話番号	行政センター(旧区役所)	電話番号
中央区役所（市役所）	☎457-2111	東行政センター	☎424-0111
		西行政センター	☎597-1111
浜名区役所	☎587-3111	南行政センター	☎425-1111
天竜区役所	☎926-1111	北行政センター	☎523-1111

※施設によって受け付けできない届け出があるので、行く前に電話してください
【例１】外国籍の人が住所を変える届け出(区役所、行政センターのみで受け付けています。)
【例２】マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードへの新住所などの記載を必要とする住所を変える届け出(協働センターの中には、この受け付けができないところがあります。)

外国人のための相談会（0円）

内容	開催日	時間
行政書士に相談する・外国人と日本人との間に起こったトラブルの解決のサポートをしてくれる（行政書士ADR）	4月6日（土曜日）	13:00～16:00
弁護士に相談する	4月13日（土曜日）・25日（木曜日）	
社労士に相談する	4月18日（木曜日）	
在留資格（日本に住む資格）について相談する	5月2日（木曜日）	

場　所: クリエート浜松（中央区早馬町）
申し込み: クリエート浜松の中にある多文化共生センターに行くか、電話してください。申し込んだ順番に受け付けます

HP ▶ HAMAPO 検索
多文化共生センター ☎458-2170

2024年度軽自動車税（種別割）を口座振替で払いたい場合の申込期限

いつまで：金融機関窓口：4月19日（金曜日）　ウェブ：5月15日（水曜日）

市HP ▶ 市税 口座振替 検索

税務総務課 ☎457-2261

軽自動車税（種別割）を申告してください

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日の時点で軽自動車やオートバイなどを持っている人に課税（税金をかけること）されます。4月1日より後に車を買ったことや廃車（車の登録を消すこと）にしたことの申告をしても、後から課税することや、税金を返すことはしません。3月29日（金曜日）までに忘れずに手続きをしてください。

対象：廃車した人／車をあげたりもらったりした人／車を持って市内に転入または市外に転出した人／申告した内容を変える必要がある人

車の種類	申告する場所
①原動機付自転車（排気量125cc以下） ②特定小型原動機付自転車（排気量0.6kw以下） ③小型特殊自動車（農耕作業車・フォークリフトなど）	市民税課（元目分庁舎）・各区役所（中央区を除く）・行政センター軽自動車税担当または引佐・三ヶ日・佐久間・水窪・龍山・春野支所 ※ナンバープレートがあるときは、市民サービスセンター、協働センターなどで廃車の手続きができます（一部センターを除く）
④軽自動車（三輪・四輪・被けん引車）	軽自動車検査協会浜松支所（中央区貴平町） ☎050-3816-1777
⑤軽二輪車（排気量125cc超～250cc以下） ⑥二輪の小型自動車（排気量250cc超）	浜松自動車検査登録事務所（中央区流通元町） ☎050-5540-2052

※障がいのある人が使用する車や車椅子の人を乗せる車などは、軽自動車税を減額したり、支払う必要がなかったりする場合があります。障がいの内容や等級により、税金の金額が変わります。

市HP ▶ 軽自動車税　種別割 検索

市民税課 ☎457-2077

上下水道の使用開始・中止の届出を引っ越しシーズンは土・日曜日、祝日も受け付けます

申し込み：引っ越しなどの1週間～2日前まで

※上下水道受付センター（下記）へ連絡してください

申込方法	受付時間
電話	☎0120-09-1132（フリーダイヤル） ☎476-8100 ◆平日 8:00～19:00 ◆引っ越しシーズン（3月10日～4月10日）の土・日曜日、祝日 8:30～17:00
FAX	476-8101（24時間受信可能）

※料金支払いは、口座振替で納める方法が便利です。問い合わせは、総合案内（☎474-2511）へ電話してください。

市HP ▶ 水道の受付 検索

お客さまサービス課 ☎474-7813

障がい者などへのバス・タクシー券の交付

	外出支援助成券交付事業	視覚障害者等外出応援事業
内容	外出支援助成券(7,000円分)の交付 ※遠鉄バス・電車共通カード(ナイスパス)、タクシー利用券など6種類のうち希望する1種類を交付します	外出応援タクシー利用券(20,000円分)の交付
交付する期間	4月1日(月曜日)～2025年3月31日(月曜日)　8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日および年末年始(12月30日(月曜日)～2025年1月3日(金曜日))は交付しません。	
対象	4月1日から交付を申請した日まで市内に住んでいて、2023年度の自動車税または軽自動車税を減額したり、支払う必要がない手続きをしていない人で、以下のいずれかの手帳を持っている人※ 廃車（車の登録を消すこと）などした場合には、手帳内の税減免スタンプの取り消し手続きをしてください	
	・療育手帳A1～B1 ・身体障害者手帳1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ・戦傷病者手帳、被爆者健康手帳	身体障害者手帳の以下の障害種別に当てはまる人 ・視覚障害1級・2級 ・肢体不自由1級(上肢、下肢、体幹、運動上肢・移動)
場所	通知または市のホームページで確認してください	
QRコード	外出支援助成券交付事業について	視覚障害者等外出応援事業について

市HP ▶ 外出支援 検索

障害保健福祉課 ☎457-2872

４月１日から各医療費助成の助成内容が変わります

乳幼児(6歳以下で小学校就学前の3月31日まで)が病院を利用(時間外の利用を除く)して健康保険を使用した診療を受けた場合、自分の支払う分の医療費が無料になります。3月中に新しい受給者証を郵送しますので、4月1日(月曜日)からは新しい受給者証を使ってください。

HP ▶ ぴっぴ　乳幼児医療費助成 検索

乳幼児医療費助成について　子育て支援課 ☎457-2792

HP ▶ ぴっぴ　ひとり親家庭等医療費助成 検索

ひとり親家庭等医療費助成について　子育て支援課 ☎457-2792

HP ▶ ぴっぴ　重度心身障害児医療費助成 検索

重度心身障害児医療費助成について　障害保健福祉課 ☎457-2212

広報はままつ　やさしい日本語版　2024年3月号

編　集：株式会社はまおん　　月に１回発行

発　行：広聴広報課　☎ 457-2021　　発　行：1,500部

Printed on recycled paper